

鹿大教職組ニュース

Tel. 099-285-7285, Fax:099-285-7286, e-mail. ka-kumiai@leaf.ocn.ne.jp

2020年中央執行委員長による新年の挨拶	1
2019年全大協技術職員交流会議報告	1-2
2019年法文学部支部レクレーション「二胡とワインを楽しむタベ」開催報告	2
2019年シンポジウム「樹木と都市環境」レポート	2-5
2020年過半数代表者説明会報告	5-6

2020年中央執行委員長による新年のご挨拶

組合員の皆様、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。昨年は第1回団体交渉、樹木伐採中止の実現、理事を招いての大学経営改革検討に関する学習会開催、中執委員による、教研集会等での他大学との情報・意見交換、そして11月の第2回団体交渉要求項目提出、12月の公開シンポジウム「樹木と都市環境」後援など、例年になく多くの活動に奔走した年であったように思います。組合員の皆様のご協力に、心より感謝申し上げます。本年は、組合活動の要となる団体交渉の第2弾が控えております。組合員だけでなく多くの教職員の皆様から寄せられた様々な声をしっかりと大学執行部に届け、交渉を進めてまいりたいと思います。引き続き、組合員の皆様にはご協力のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(中央執行委員長 丹羽 佐紀)

2019年全大協技術職員交流会議報告

2019年11月30日(土)に、東京都台東区金杉区民会館下谷分館において、29単組および中央執行委員、技術職員部の計38名の参加により、2019年全大協技術職員交流会議が開催され、参加しました。議題は1. 単組レポート(2大学)、2. 昇格・手当支給実態調査の結果、3. 各単組からの報告・意見交換、でした。以下、技術職員に関連して重要と思われる要点に絞り、ご報告いたします。

1. 最後の技術職員交流会

中央執行委員より、全大協の財政事情により職種別の集会は廃止されるため、技術職員交流会は今回が最後であるとの説明がありました。また、教研集会についても来年の夏で最後となり、今後毎年開催されるのは定期大会、高専協議会になるとのことでした。

2. 技術職員の昇格基準は高専機構の水準が当面の目標

技術職員の昇格基準には決まったルールがなく、大学により異なることが大きな特徴であり、組合と当局との交渉次第で前進する処遇ということができます。高専機構の技術職員の昇格水準が目標となる理由は、平成18年の公務員給与引き下げの代償措置として交渉にあった全大協が高専機構から昇格基準の改善を得ているためです。国立大学でも、高専機構と技術職員の昇格基準は同水準というところが増えつつありますが、鹿児島大学を含め、法人化当時のまま(平成16年度文部科学省昇格定数配分基準)というところも少なくないのが現状です。

全大協と高専機構の団体交渉の成果は、「技術専門職員3級:34歳在級2年」(36歳在級6年)、「技術専門職員4級:47歳在級11年」(在級16年)です(カッコ内は法人化の昇格基準)。すなわち、鹿児島大学の技術職員の4級昇格までの年数は、高専機構の技術職員と大きな差がつくこととなります。人材確保のためにも昇格改善要求は重要と考えます。

3. 持ち帰った資料「2019 技術組織・職員昇格・資格手当支給等実態調査」

全学組織の有無や級別現員数、資格手当の金額などの交渉に役立つデータです。PDF 化して書記局に提出しておりますので、関心のある方は書記局へお問い合わせください。

4. 最後に

高専の知人より、「仕事を頑張って、よい評価を得るだけで給与が上がるわけではない。現状では、鹿児島大学は人材が流出するのではないか？」と言われ、九州の某地方大学の技術職員より「3 級昇格は高専並みになりました。」と言われ、報告だけはしっかりしておこうと思いました。

(工学部 大角 義浩)

2019 年法文学部支部レクレーション「二胡とワインを楽しむ夕べ」開催報告

12 月 13 日 (金) 18 時 20 分より、法文支部レクレーション (本年度第 1 回) として、ワインを楽しみながら中国の伝統的な擦弦楽器である二胡の演奏を楽しむ「二胡とワインを楽しむ夕べ」を生協ガロアにて開催致しました (本企画開催に対して、組合本部より支部活性化経費をいただきました)。参加者は 15 名 (組合員の家族 2 名、非組合員 2 名を含む) でした。二胡の演奏は、鹿児島市で活動されている演奏グループ「茉莉花 (ジャスミン)」(有馬さん、道添さん、渡瀬さん、平田さんの 4 名) の皆さんにお願いし、楽器の説明等も交えながら約 40 分間演奏していただきました。二胡の奏でる心にしみるような音色を聴きながらワインを楽しむという大変贅沢な夜を過ごすことができました。最後に、演奏依頼や日程調整等でご協力いただいた法文支部の石塚先生にお礼申し上げます。



(法文支部会計・レク担当 山本 一哉)

シンポジウム「樹木と都市環境」レポート

2019 年 12 月 21 日 (土)、鹿児島中央駅前イオン 7 階 鹿児島市勤労者交流センターの会議室にて、シンポジウム「樹木と都市環境」が開催されました。私たち鹿児島大学教職員組合も後援団体の一つとして協力した本シンポジウムについて、シンポジウム実行委員の一人である中川が報告します。

1. シンポジウム開催の背景

2019 年春のこと、学内の一部で駐車場の設置計画が動き始めました。対象となる区域はいずれもこれまでアスファルトによる舗装を免れてきた場所で、土の地面に多くの木々が生育している場所ばかりでした。とくに高麗通りに面した一帯には樹齢 60 年はあろうかと思われる立派なクスノキの大樹やアメリカフウなどが並んでいます。この駐車場設置の理由は、学内に新設される施設の学外利用者向け駐車場の整備でした。

長い歳月を重ねたいくつもの樹木が伐られる理由は極めて刹那的な視点からの着想でしかない、と最終的に判断した私たち組合と有志らは、大学本部への質問書提出や樹木保護を目的とする署名活動などに動き出しました。(更なる詳細は組合による駐車場設置に関する質問書や学内有志による署名活動などの報告に譲ります。)学生や教職員にとどまらず、卒業生や学外からも多くの賛同者を得た私たちの主張は、大学本部を動かし、果たして樹木は保護されることとなりました。この一連の動きは、大学が本来持つ自浄作用の一つの現れであり、また同時に、近年の地球環境に対する私たち市民の意識の高まりの一つの現れでもありました。この動きを一過性のものとせず、今後に生かすために企画したのが本シンポジウムでした。

2. シンポジウムの準備

鹿児島大学教職員組合と署名呼びかけ人により、シンポジウムの準備に取りかかったのは9月の半ばでした。主催団体となる「シンポジウム樹木と都市環境」実行委員会が次の5名、鹿児島大学理学部教授 佐藤正典、同理学部准教授 有馬一成、同法文学部教授 中島大輔、同水産学部教授 中村啓彦、同理学部助教 中川亜紀治により組織されました。実行委員会では3回の準備会合を行いました。会合の場所として組合事務所を利用させて頂きました。シンポジウムのきっかけ自体は学内に閉じた案件だったのですが、これをより一般化しつつも、私たちの意識の高まりを身近な環境に結び付けるべく、シンポジウムのタイトルを「樹木と都市環境」と決定しました。ポスター印刷費は後援の教職員組合から、また会場費と講師への謝礼は共催団体である日本科学者会議 鹿児島支部からの支援で賄われました。

第1回準備会 10月4日(金) シンポジウムタイトルの決定、主なテーマやプログラム案など

第2回準備会 12月1日(金) プログラム決定、講師への連絡など

第3回準備会 12月16日(月) 当日配布資料や会場設営等の最終確認

3. シンポジウム開催と当日の様子

12月21日(土) 13:30から鹿児島中央駅前の鹿児島市勤労者交流センター第1会議室にてシンポジウムを開催しました。司会進行は筆者が務め、下記プログラムでの実施となりました。

13:30 開会挨拶

佐藤 正典 鹿児島大学理学部教授

13:40 はじめに 「緑地の消失による都市の砂漠化」

佐藤 正典 鹿児島大学理学部教授

14:10 講演1 「まとまりの緑 ～点から線へ、そして面へ～」

野崎 勉 鹿児島大学名誉教授・環境カウンセラー

14:50 休憩

15:00 講演2 「ドイツの樹木保護と都市環境」

中島 大輔 鹿児島大学法文学部教授

15:40 全体討論

16:30 閉会挨拶

小栗 實 日本科学者会議 鹿児島支部 事務局長

主催： シンポジウム樹木と都市環境 実行委員会

共催： 日本科学者会議 鹿児島支部

後援： 鹿児島大学教職員組合、鹿児島日独協会

「開会挨拶」で佐藤先生から学内の樹木の保護活動をきっかけとした本シンポジウムの位置づけが説明され、今後の街づくりを皆で考えてゆきたいとの呼びかけでプログラムが始まりました。続く「はじめに」では、樹木がもたらす恩

恵について、まずはその事実関係をおさらいしました。人間を含む大小さまざまな命を育む樹木のすがたを、絵本なども用いながら見つめます。都市化や自動車利用などの人間の生産活動は、私たちの生活環境に温暖化などとなって激烈に跳ね返ってきますが、こうした影響を緩和するような樹木や自然の役割を学びました。「樹木」とそれを育む「土」の大切さに改めて気づかされる時間でした。

講演1は野崎先生の登壇です。野崎先生は鹿児島大学を退職後、15年にわたり内モンゴルでの植樹活動を続けておられます。冒頭で私たちの生活を支えるエネルギー量について話されました。エネルギーを石油換算した量で、生きるためだけであれば1日あたり250mlで足りるところを、実に120も使うことによって今の生活が成り立っていることには愕然とさせられました。そうした暮らしから抜け出すには社会構造や現代的価値観を根底から変えるくらいの大きな変革が必要ではないかと筆者は感じます。そうした観点もあるのか、野崎先生は、現在の多くの社会が依って立つ民主的多数決の限界にも触れられました。自然保護などは、時に指導者の強いリーダーシップの下で進めるべき事案の一つではないか、という先生の見解は、海外での活動実績を積まれた野崎先生の視点から発せられた実感のこもった言葉であるとも筆者には感じられました。幅広い背景を持つ講師の登壇が、シンポジウムに広い話題と多様な価値観の在り方を示したのだと思います。

講演2は中島先生によるドイツにおける環境保護の現状についての紹介です。ドイツでは、憲法に相当する「ドイツ基本法」に、「人間の生活基盤としての自然」の保護が謳われています。連邦制のドイツでは、各州でも独自の州法を持ちますが、州単位、さらには自治体単位での自然保護の実例を様々な資料と共に紹介してくださいました。ウェブサイト上の航空写真で、市庁舎前広場に植えられた何気ない木々の一つをクリックすると、そこには木の一本一本の詳細が表示されます。登録番号、樹種、樹齢、大きさなど、その扱いはあたかも人格を持った事物でも扱うかのような丁寧さです。また1983年のカールスルーエ地裁判決では、樹木からの落葉による影響を「落葉は秋の一部であり、したがって人間の生活の一部」と表現しています。物理的実体としての「落ち葉」を、形のない「秋」と同列に論じるその感性には見習うものがあると感じました。ドイツに対して、技術立国としてのイメージを強く持つ筆者の浅はかな教養を見なおす機会にもなりました。

プログラム最後の「全体討論」は、予想以上に議論が白熱しました。質疑は全く途切れることなく進み、予定の時間を10分以上超過しました。野崎先生が現在鹿児島市で進められている「暗渠から開渠へ」の活動は、かつて日本各地で目にした疎水や小川を再び目に見える水の流れとして取り戻す活動ですが、こうした活動についても話は及びました。また、講演では十分に話せなかった内モンゴルでの活動についても質問がありました。現在の内モンゴルでは砂漠化の進行と、それを食い止める活動が拮抗しているとのことでしたが、その活動が持つ教育的な効果は大きいということも話してくださいました。中島先生がお話しされたドイツの現状については、ドイツ市民の環境意識の高さが一体どこに由来するのか、について質疑が進みました。その要因を歴史に求める考えがあり、また幼児期からの教育環境に求める考えがあり、様々な観点からの洞察や経験談が飛び交いました。会場の参加者には、鹿児島大学を退官された先生方や、ドイツ在住で通訳など幅広い活動をされている方など多彩な方々がいらっしゃり、たいへん専門的な視点からの質疑も交わされました。残念ながら時間切れで質疑を終わらざるを得ませんでした。最後に日本科学者会議鹿児島支部事務局長の小栗 實先生から閉会の挨拶を頂き、シンポジウムは終了しました。

4. 今後のこと

全体討論の中で会場から上がった声の一つが活動の継続性を願うものでした。今回のシンポジウムは、ささやかながらも一つの行動でした。シンポジウムの講師の先生方や参加者の方々は、こうした行動を長年続けてきた方々でもあります。行動を続けることの大切さを参加者で共有し、今後に向けた次のステップを考える必要があるのだと感じます。今回のシンポジウムの参加者に少し欠けていた世代である20代と、これからどのように環境意識を共有して行動を共にするのか、そのからくりを考えて、用意することが今回のシンポジウムで与えられた宿題の一つだと感じています。

(理学部 中川 亜紀治)



シンポジウムの様子。講師は佐藤 正典先生。

過半数代表者説明会報告

ー 要求前進！ 非常勤職員の時間給が 900 円に引き上げられます ー

2020年1月7日16:00から約60分間、過半数代表者説明会が保健管理センター2階会議室で開催されました。議題は以下の3点でした。

1. 国立大学法人鹿児島大学職員給与規則の一部改正について
 - (1) 宿日直手当の一部改正について
 - (2) 令和元年人事院勧告について
2. 給与控除に関する労使協定について
 - (1) 国立大学法人鹿児島大学役員報酬規則の一部改正
 - (2) 国立大学法人鹿児島大学職員給与規則の一部改正
 - (3) 国立大学法人鹿児島大学年俸制適用教員給与規則の一部改正
 - (4) 国立大学法人鹿児島大学非常勤職員給与規則の一部改正
 - (5) 給与控除に関する労使協定書
3. 非常勤職員(事務補佐員)の時間給の改定について



とくに議題3は一昨年から組合からも過半数代表者からも要求を上げ続けていた項目です。本年度の鹿児島県の最低賃金引上げの影響もあり、事務補佐員、技能補佐員、臨時用務員の時間給が現行800円～850円から900円に増額改定する、という内容です。今年の4月1日施行です。

議題1の(1)は大学病院の看護師長等の宿日直体制を「夜間勤務」体制に変更する、という内容です。この変更によって、看護師長等の長時間勤務の負担が軽減され、手当額は増額するとのことでした。

議題1の(2)は、令和元年人事院勧告にしたがって、初任給を1500円引き上げ、30才半ば以下の若年層についても同程度の改定。期末・勤勉手当(ボーナス)については、勤勉手当を0.05月分引上げなどが勧告されています。また、住居手当については、手当の支給対象となる家賃額の下限を4000円引き上げ(12000円→16000円)これによる原資を用いて、手当額の上限を1000円引き上げます。大きく影響を受ける方には経過措置がとられるそうです。

議題2 はいずれも給与支給日に関する内容で、現在の規則では給与支給日当日とその前日がともに休日の場合などに、支給日が特定できない場合があるため、「原則21日で、21日が休日の場合はその直前の平日に前倒しする」という文言に変更するというものでした。

残念ながら、4月から導入されるといわれている「新年俸制の適用」に関する説明はありませんでした。今後、短期間のうちに各部局教授会などでの十分な検討なしに、この制度が導入されてしまう恐れがあります。今後の動きに注意が必要です。

【書記長 坂巻 祥孝】